

指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）変更届書記入要領（薬局用）

1 届出書類について。

● 変更内容別届出書類及び添付書類について

変更事項	変更届書	別紙 10	別紙 11	添付書類
開設者の住所及び氏名又は名称	○			
保険薬局事業者である旨	○			
調剤のために必要な設備及び施設（住所変更を含む）	○		○	①薬局の見取図（レイアウト図）②身体障害者に配慮した設備構造が確保されていることが確認できる写真及び図面
管理薬剤師	○	○		薬剤師免許証の写し

2 記入要領

1 変更届書（第34号様式）

(1) 「指定自立支援医療機関の名称」は、必ず正式名称を記入してください。

2 経歴書（管理薬剤師）（別紙10）

(1) 「学位取得年月日」欄には、専門科目に関する学位について取得の年月日を記入してください。

(2) 「最終学歴」欄には、学校名及び学部・学科名を正確に記入してください。

(3) 「主たる職歴欄」には、「最終学歴」から現在までの職歴を年月日とともにできるだけ詳細に記入してください。

なお、その際には、勤務先における身分（例えば管理薬剤師等）についても明確に記入してください。

(4) 管理薬剤師の薬剤師免許証の写しを添付してください。

3 調剤のために必要な設備・施設の概要（別紙11）

(1) 薬局の見取図（レイアウト図）、身体障害者に配慮した設備構造が確保されていることが確認できる写真（入口、待合室、受付、通路）及び図面を添付してください。

(2) 「主たる設備」の欄には、薬局等構造設備規則（昭和36年厚生省令第2号）に掲げる以外のものがある場合のみ、その主たるものについて記入してください。

【認定基準】（川崎市指定自立支援医療機関（育成医療・更正医療）指定要領から）

薬局に関して特に必要とされる体制及び設備等は次のとおりです。

- （１）複数の医療機関からの処方せんを受付けている保険薬局であること。
- （２）十分な実務経験のある管理薬剤師を有していること。※
- （３）通路、待合室など、身体障害に配慮した設備構造等が確保されていること。
- （４）各種医療・福祉制度の照会や説明、カウンセリングの実施が行えるスタッフの体制が整備されていること。

※川崎市では、川崎市社会福祉審議会指定自立支援医療機関審査部会の意見に基づき、「十分な調剤実務経験のある薬剤師」とは「薬剤師として概ね3年以上の実務経験がある薬剤師」としております。

【お問合せ先・送付先】

川崎市健康福祉局医療保険部国民年金・福祉医療課

〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地

電話 044(200)2216

FAX 044(200)3930